

## 新発田市請負工事成績評定実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、新発田市の発注する請負工事の適性かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

### (対象工事)

第2条 工事成績の評定（以下「評定」という。）の対象とする工事は、原則として1件の請負金額が500万円以上の請負工事について行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず公共工事の品質向上を目指すために、1件の請負金額が130万円を超え500万円未満の請負工事についての評定を簡易的に実施することができる。

### (評定者)

第3条 成績評定を行う者（以下「評定者」という。）は、工事の請負契約について検査を行う者（以下「検査職員」という。）、監督を行う者（以下「主任監督員」という。）及び当該工事の所管課長補佐級等（以下「総括監督員」という。）とする。

### (評定の方法)

第4条 評定は工事及び、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、検査の結果、手直し等があった場合でも手直し前の状態を評定するものとする。

3 工事成績の採点は、別記様式「工事成績採点表」により行うものとする。

4 細目別評定点の算出は別に定める考査項目別運用表によるものとする。

5 評定に当たっては、主任監督員は別紙一1、総括監督員は別紙一2、検査職員は別紙一3により行うものとする。また、別紙一4「記入方法及び留意事項」及び別紙一5「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。

6 工事における「高度技術」「創意工夫」「社会性」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を別紙一6により提出できるものとし、提出があった場合は評定に当たって適切に反映させるものとする。

7 請負金額が130万円を超え500万円未満の工事の成績評定は、別紙簡易評定表で評定を実施し、評定された点数をもとに次のランク表示とすることができる。

ランク	A	B	C	D	E
点数	100～86	85～76	75～65	64～51	50以下
評価	特に優れている	優れている	普通である	やや劣る	劣る

### (成績評定結果の報告)

第5条 成績評定結果の報告は、工事の完成のときに行うものとし、評定者は評定を行ったときは、延滞なく評定表を契約検査課長に報告するものとする。

### (成績評定結果の通知)

第6条 市長は前条の報告後別に定める工事成績評定通知実施要領に基づき、速やかに当該工事の請負者に通知するものとする。

### (評定の修正)

第7条 市長は前条の通知をした後、工事の請負契約書に基づく契約不適合責任期間中に工事目的物に契約不適合があることが判明した場合において、その契約不適合の修補を請求し、又は、

修補に代え、若しくは修補と共に損害の賠償を請求した時及び、別に定める成績評定運用基準により評定を修正することができる。

- 2 評定を修正する場合は、合計評定点から重要な契約不適合は20点を減ずることとする。
- 3 契約検査課長は、前項の修正を行ったときは、延滞なくその結果を当該請負者に通知するものとする。

(評定の特例)

第8条 共同企業体が施工した場合における評定は、当該共同企業体の各構成員が、それぞれ単独で施工したものとみなして行うものとする。

- 2 請負人の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該解除の時点における工事の出来形等について評定するものとする。但し、引渡しを受ける必要がある工事の出来形がない場合は、この限りでない。
- 3 新発田市の責めに帰すべき理由により契約を解除した場合は、当該請負工事は評定の対象としないものとする。
- 4 この要領に定めのない場合は、別紙成績評定運用基準によるものとする。

付 則

この要領は、平成18年 8月 1日から適用する

この要領は、令和 2年 4月 1日から適用する